

指定した粒子状物質減少装置の概要 (DPF)

メーカー名	装置の名称及び型式等	方式	装着対象となる自動車の範囲及び使用条件			問い合わせ先	アフターサービス有無
1 株式会社コモテック	モコピー <input checked="" type="checkbox"/> 外部電源再生式 DPF 〈ZK〉	自動車を使用していないとき にフィルターに捕集したPMを外部電源により車上で焼却する方法	カテゴリー 1, 2, 3, 4, 5	☆排気量10,000cc程度までの原動機を搭載した車両 <条例平成15、17年規制対応> 例：消防・警察などの車両、近距離トラック等 ★フィルターの再生に必要な200V電源設備及び焼却中に生ずるガスの換気設備を要すること		株式会社 コモテック 住所：〒344-0057 埼玉県春日部市南栄町 13番地17 電話：048-797-7197（代表） メール：info@comotec.co.jp 又は、弊社ホームページの問い合わせ フォームよりお問い合わせください。	あり (フィルター再生は可、交換 部品は在庫部品のみ取扱)
	モコピー <input type="radio"/> カセット式DPF 〈CT〉 <input type="radio"/> カセット式 DPF 再生装置 〈RE〉	フィルターを外し、捕集したPMを再生装置により焼却する方法	カテゴリー 1, 2, 3, 4, 5	☆排気量25,000cc程度までの原動機を搭載した車両 装着対象車の1日の走行距離は次の場合に限る 平成元年規制適合以前の車両は100km程度までのもの 平成6年規制適合の車両は200km程度までのもの 平成10年規制適合の車両は300km程度までのもの ★フィルターの再生に必要な200V電源設備及び焼却中に生ずるガスの換気設備を要すること <条例平成15、17年規制対応>			あり (カセット式DPF (CT) については、車検が有効であること。SUV車は原則装着不可)
	モコピー <input checked="" type="checkbox"/> カセット式DPF 〈CZ〉	フィルターを外し、捕集したPMを再生装置により焼却する方法	カテゴリー 1, 2, 3, 4, 5	☆排気量10,000cc程度までの原動機を搭載した車両 (1日の走行距離が200km以内程度のRV車、キャンピングカー等の小型車) ★フィルターの再生に必要な200V電源設備及び焼却中に生ずるガスの換気設備を要すること <条例平成15、17年規制対応>			あり (フィルター再生のみ可)
	モコピー <input checked="" type="checkbox"/> 強制再生式DPF 〈FA〉	電気式ヒータによりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー 1, 2, 3, 4, 5	☆排気量が4,000cc～20,000cc程度の原動機を搭載した車両 <条例平成15、17年規制対応> ★再生に必要な時間、原動機が稼動していること			なし
2 オーデン株式会社	O-DEN 粒子状物質減少装置 <input type="radio"/> ODP-S05 ODP-S06 <input type="radio"/> ODP-S07 ODP-S08	フィルターを外し、捕集したPMを再生装置により焼却する方法	カテゴリー 1, 2 3, 4, 5	☆排気量が18,000cc程度までの原動機を搭載した車両 (3,000km程度毎又は警報発報時にメンテナンスが必要) <条例平成15、17年規制対応>		株式会社 オーデン 住所：〒135-0016 東京都江東区東陽三丁目23-26 電話：03-3646-1245	あり
3 オバーツ株式会社	M-DPF <input type="radio"/> 2FB100 <input type="radio"/> 2FB150 <input type="radio"/> 2FB200 <input type="radio"/> 4FB150 <input type="radio"/> 4FB100(12V仕様) <input type="radio"/> 4FB200 <input type="radio"/> 6FB200(ターボ用)	電気式ヒータによりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー 2	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 いすゞ自動車製4JG2 日野自動車製W04C,J05C,J07C,J08C,P11C,K13D 日産ディーゼル工業製 QD32,ED35,TD27,TD42,FE6(230PS,260PS),PF6(390ps),GE13 三菱自動車製4D36,4D56 トヨタ自動車製1KZ,1HZ型原動機搭載車 <条例平成15年規制対応>		オバーツ 株式会社 住所：〒600-8127 京都市下京区梅渓95朝日プラザ高瀬川807 電話：075-741-6575	あり
			カテゴリー 2, 4, 5	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日野自動車製W04C,J08C 日産ディーゼル工業製 QD32,TD42,GE13 三菱自動車製4D56型原動機搭載車 <条例平成15、17年規制対応> 平成10年規制適合車 ☆排気量が15,000cc未満の原動機を搭載した車両 <条例平成17年規制対応>		日新製鋼 株式会社 ステンレス事業本部 ステンレス総括部ステンレス商品開発チーム 住所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 電話：03-3216-6258	
4 株式会社 ESR	A`PEX DPF <input checked="" type="checkbox"/> 1シリーズ <input checked="" type="checkbox"/> 2シリーズ <input checked="" type="checkbox"/> 3シリーズ <input checked="" type="checkbox"/> 4シリーズ <input checked="" type="checkbox"/> 5シリーズ	電気式ヒータによりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー 1, 2, 3, 4, 5	☆排気量が32,000cc程度までの原動機を搭載した車両 <条例平成15、17年規制対応>		株式会社 ESR 住所：〒243-0303 神奈川県愛甲郡愛川町中津桜台4031 電話：046-284-3671	あり (販売製造は終了、交換部品 があるものに限りアフターサービス対応)
	A`PEX NPR <input checked="" type="checkbox"/> NPR-3-01 <input checked="" type="checkbox"/> NPR-3-02	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー 2, 4	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 いすゞ自動車製6HH1(175馬力,210馬力) <条例平成15、17年規制対応>			
			カテゴリー 5	平成10年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 いすゞ自動車製6HH1(225馬力) <条例平成17年規制対応>			

※備考

- ・平成元年規制以前適合車とは車検証の型式欄に【K-、N-、P-、S-、U-、W-】の識別番号を持つ車両
- ・平成10年規制適合車とは車検証の型式欄に【KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-】の識別番号を持つ車両
- ・〈条例平成15年規制対応〉とは平成18年4月1日の前日までの規制値に適合するもの
- ・〈条例平成17年規制対応〉とは平成18年4月1日からの規制値に適合するもの「18年4月1日からの規制は、埼玉県、東京都において実施（千葉県、神奈川県においては15年規制）」
- ・「装置の名称及び型式等」の項目の左欄は、R7年に九都県市が実施した調査により販売中であることを確認したものは「○」を、販売中止であることを確認したものは「×」とした。
- ・表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】は、R7年に九都県市が実施した調査により確認したもの。
- ・表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】において、「-」は、R7年に九都県市が実施した調査において連絡がつかなかったもの。

指定した粒子状物質減少装置の概要 (DPF)

メーカー名	装置の名称及び型式等	方式	装着対象となる自動車の範囲及び使用条件		問い合わせ先	アフターサービス有無
5 株式会社ACR	ACR NXPR × NXPR-3-01 × NXPR-3-02	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー 2, 4	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 いすゞ自動車製6HH1(175馬力,210馬力) <条例平成15、17年規制対応>	株式会社ACR 〒243-0303 神奈川県愛甲郡愛川町中津 4031 046-284-1171	あり (販売製造は終了、交換部品があるものに限りアフターサービス対応)
			カテゴリー 5	平成10年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 いすゞ自動車製6HH1(225馬力) <条例平成17年規制対応>		
	ACR NXPR × NXPR-2-01	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー 4, 5	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 三菱ふそうトラック・バス製8DC9(310馬力)、8DC11(355馬力) 日産ディーゼル工業製RG8(350馬力)、RF8(310馬力) <条例平成15、17年規制対応> 平成11年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 三菱ふそうトラック・バス製8DC11(330馬力) 日産ディーゼル工業製RG8(320馬力) <条例平成17年規制対応>		
			カテゴリー 4, 5	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 三菱ふそうトラックバス製6D16、6D17(200馬力,220馬力) 日野自動車製J07C、J08C(200馬力,215馬力) 日産ディーゼル工業製FE6(170馬力, 195馬力) <条例平成15、17年規制対応> 平成10年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日野自動車製J07C、J08C 日産ディーゼル工業製FE6 <条例平成17年規制対応>		
	ACR NXPR × NXPR-3-03	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー 4, 5	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 いすゞ自動車製4HF1(130馬力)、4HG1、4HJ1 三菱ふそうトラック・バス製4D33、4D35 トヨタ自動車製15B <条例平成15、17年規制対応> 平成10年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 いすゞ自動車製4HF1、4HG1、4HJ1 三菱ふそうトラック・バス製4D33 <条例平成17年規制対応>		
			カテゴリー 4, 5	平成9年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 トヨタ自動車製5L 日産ディーゼル工業製QD32、TD27 <条例平成17年規制対応>		
	ACR PMR × PMR-5-02	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー 5	平成9年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業製ZD30 (105馬力・自然吸式のみ) <条例平成17年規制対応>		
			カテゴリー 5	平成9年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 ランドローバー製15P型原動機を搭載している自動車で、車両総重量が2.5トン超3.5以下であるもの <条例平成17年規制対応>		

※備考

- ・平成元年規制以前適合車とは車検証の型式欄に【K-、N-、P-、S-、U-、W-】の識別番号を持つ車両
- ・平成10年規制適合車とは車検証の型式欄に【KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-】の識別番号を持つ車両
- ・〈条例平成15年規制対応〉とは平成18年4月1日の前日までの規制値に適合するもの
- ・〈条例平成17年規制対応〉とは平成18年4月1日からの規制値に適合するもの「18年4月1日からの規制は、埼玉県、東京都において実施（千葉県、神奈川県においては15年規制）」
- ・「装置の名称及び型式等」の項目の左欄は、R7年に九都県市が実施した調査により販売中であることを確認したものは「○」を、販売中止であることを確認したものは「×」とした。
- ・表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】は、R7年に九都県市が実施した調査により確認したもの。
- ・表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】において、「-」は、R7年に九都県市が実施した調査において連絡がつかなかったもの。

指定した粒子状物質減少装置の概要 (DPF)

メーカー名	装置の名称及び型式等	方式	装着対象となる自動車の範囲及び使用条件			問い合わせ先	アフターサービス有無
6 株式会社タダノ	ガスバー × GP-050 × GP-100 × GP-200 × GP-1000 × GP-2000 × GP-3000	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー 2, 4, 5	平成6年、10年規制適合 ☆排気量3,000cc～20,000cc程度までの原動機を搭載した主として高速道路を走行する車両 <条例平成15、17年規制対応>	☆株式会社タダノが輸入したオールテレーンクレーン台車のうち、ダイムラー・クライスター製の原動機（原動機名称 OM402LA型、OM442LA型）を搭載した車両 <条例平成15、17年規制対応>		なし
			カテゴリー 1, 2, 3, 4, 5				
7 ナブテスコ株式会社 (エンゲルhardt)	DPXTM × DPX-F1012 × DPX-F1014 × DPX-F1112 × DPX-F1114 × DPX-F1215	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー 1, 2, 3, 4, 5	☆排気量6,000cc～24,000cc程度の原動機を搭載した車両のうち、1日の走行において、排気ガス温度300°C以上の割合が元年排出ガス規制以降のものは20%以上であること（1日の走行距離のうち、高速道路を走行する割合が50%以上である車両） <条例平成15、17年規制対応>	ナブテスコオートモーティブ株式会社 企画部 住所：〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目7番9号 JA共済ビル 電話：03-5213-1190 FAX：03-5213-1193	なし	
8 東京濾器株式会社 (旧：株式会社ユニキャット)	粒子状物質低減装置 × UCS-05BX × UCS-05DX × UCS-10BX × UCS-10DX × UCS-10EX × UCS-10FX × UCS-20BX × UCS-20DX	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー 1, 2, 3, 4, 5	☆排気量が3,000cc～24,000cc程度の原動機を搭載した車両 <条例平成15、17年規制対応>	マルマテクニカ株式会社 相模原事業所 住所：〒252-0331 神奈川県相模原市南区大野台6-2-1 電話：042-751-3823	なし	
9 フタバ産業株式会社	フタバー粒子状物質減少装置 × NA04 × NA10 × NA20	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー 2, 4, 5	平成6年、10年規制適合 ☆排気量が20,000cc程度までの原動機を搭載した車両のうち、700km程度の走行における排気ガス温度について350°C以上の割合が12%以上の車両又は3日に1度以上の割合で高速道路を走行する車両（主として高速道路を走行する車両） <条例平成15、17年規制対応>	フタバ産業株式会社 技術本部 住所：〒444-0101 愛知県額田郡幸田町大字長嶺字柳沢1番地1 電話：0564-56-0506	なし	
	フタバー粒子状物質減少装置 × NA04 × NA10 × NA15 × NA20 × NA24	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー 1, 2, 3, 4, 5	☆排気量が24,000cc程度までの原動機を搭載した車両のうち、700km程度の走行における排気ガス温度について350°C以上の割合が12%以上の車両又は3日に1度以上の割合で高速道路を走行する車両 <条例平成15、17年規制対応>			
10 ジェイアールバス関東株式会社	自動連続再生マフラー × JRC	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方	カテゴリー 1, 2 3, 4, 5	☆装置装着前において、無負荷急加速時の黒煙汚染度が40%以下の次に掲げるバスに限る。 (過給器付原動機搭載車及び排気ガス再循環装置付原動機搭載車を除く。) ①1往復の走行における装置装着場所の排気温度について、400°C以上の割合が20%程度以上の頻度がある路線（排気温度、排気圧力等の測定データとそのデータを解析した結果を添付して八都県市環境問題対策委員会大気保全専門部会（以下、「八都県市」という。）に届け出た路線に限る。）を走行する高速路線バス ②①の路線を1運行につき90%程度以上走行する貸切バス圧力警報装置を具備すること。別に定める項目について、点検整備計画書を作成し、八都県市に提出するとともに、計画に基づいた点検整備を確実に行い、その記録を保管すること。 <条例平成15、17年規制対応>		なし	

※備考

- ・平成元年規制以前適合車とは車検証の型式欄に【K-、N-、P-、S-、U-、W-】の識別番号を持つ車両
- ・平成10年規制適合車とは車検証の型式欄に【KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-】の識別番号を持つ車両
- ・〈条例平成15年規制対応〉とは平成18年4月1日の前日までの規制値に適合するもの
- ・〈条例平成17年規制対応〉とは平成18年4月1日からの規制値に適合するもの「18年4月1日からの規制は、埼玉県、東京都において実施（千葉県、神奈川県においては15年規制）」
- ・「装置の名称及び型式等」の項目の左欄は、R7年に九都県市が実施した調査により販売中であることを確認したものは「○」を、販売中止であることを確認したものは「×」とした。
- ・表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】は、R7年に九都県市が実施した調査により確認したもの。
- ・表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】において、「-」は、R7年に九都県市が実施した調査において連絡がつかなかったもの。

指定した粒子状物質減少装置の概要 (DPF)

メーカー名	装置の名称及び型式等	方式	装着対象となる自動車の範囲及び使用条件			問い合わせ先	アフターサービス有無
11 株式会社ケミカルオート	スモークバスター® 01シリーズ × KAM-01-01 × KAM-02-01 × KAM-03-01 × KAM-011-01 × KAM-012-01	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー 1, 2, 5	平成元年以前、平成6年規制適合 ☆排気量が26,000cc程度までの原動機を搭載する車両のうち、一日の走行における平均車速が25km/h以上であるもの（主として高速道路を走行する車両） <条例平成15年規制対応>	平成10年規制適合 ☆排気量が26,000cc程度までの原動機を搭載する車両のうち、一日の走行における平均車速が25km/h以上であるもの（主として高速道路を走行する車両） <条例平成17年規制対応>	株式会社 ケミカルオート 住所：〒334-0061 埼玉県川口市新堀302 電話：048-263-5355	なし
				平成6年規制適合 ☆平成6年規制適合の次に掲げる原動機を搭載する車両のうち、一日の走行における平均車速が25km/h以上であるもの（主として高速道路を走行する車両） いすゞ自動車製4JG2,6WF1,6WG1 トヨタ自動車製1HZ,1KZ 日産ディーゼル工業製 ED35,FE6(230PS,260PS),QD32,TD25,TD27,TD42,NF6,PF6,GE13,RF8 日野自動車J05C,J07C,J08C,W04C,P11C,K13D,K13U,F21C マツダ製R2,WL 三菱自動車製4D36,8DC9型原動機搭載車 <条例平成15, 17年規制対応>	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー 4	トヨタ自動車製1HZ,1KZ 日産ディーゼル工業製 ED35,FE6(230PS,260PS),QD32,TD25,TD27,TD42,NF6,PF6,GE13,RF8 日野自動車J05C,J07C,J08C,W04C,P11C,K13D,K13U,F21C マツダ製R2,WL 三菱自動車製4D36,8DC9型原動機搭載車 <条例平成15, 17年規制対応>
	スモークバスター® 02シリーズ × KAM-01-02 × KAM-02-02 × KAM-03-02 × KAM-011-02 × KAM-012-0	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー 1, 2 3, 4, 5	☆排気量が26,000cc程度までの原動機を搭載する車両のうち、一日の走行における平均車速が25km/h以上であるもの（主として高速道路を走行する車両） <条例平成15, 17年規制対応>	☆排気量が8,000ccから17,000cc程度までの原動機を搭載する路線バス 装着可能な台数は、100台程度とし、排気圧力を監視する遠隔監視システムを搭載すること。 遠隔監視システムの運用実績について、報告すること。 <条例平成15, 17年規制対応>		
				☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業製 FE6(195馬力) 日野自動車製 J07C(170馬力)、J08C(200馬力・215馬力) 三菱ふそうトラック・バス製 6D16(170馬力) <条例平成15, 17年規制対応>	☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業製 FE6(195馬力) 日野自動車製 J07C(170馬力)、J08C(200馬力・215馬力) 三菱ふそうトラック・バス製 6D16(170馬力) <条例平成15, 17年規制対応>		
	スモークバスター® Nシリーズ × KAM-08N	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー 2, 4	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業製 FE6(235馬力, 260馬力) 三菱ふそうトラック・バス製 6D16(220馬力, 255馬力) 日野自動車製 J08C(235馬力, 260馬力) いすゞ自動車製 6HE1(230馬力, 260馬力) <条例平成15, 17年規制対応>	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業製 FE6(235馬力, 260馬力) 三菱ふそうトラック・バス製 6D16(220馬力, 255馬力) 日野自動車製 J08C(235馬力, 260馬力) いすゞ自動車製 6HE1(230馬力, 260馬力) <条例平成15, 17年規制対応>		
				平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業製 FE6(235馬力, 260馬力) 三菱ふそうトラック・バス製 6D16(220馬力, 255馬力) 日野自動車製 J08C(235馬力, 260馬力) いすゞ自動車製 6HE1(230馬力, 260馬力) <条例平成15, 17年規制対応>	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業製 FE6(235馬力, 260馬力) 三菱ふそうトラック・バス製 6D16(220馬力, 255馬力) 日野自動車製 J08C(235馬力, 260馬力) いすゞ自動車製 6HE1(230馬力, 260馬力) <条例平成15, 17年規制対応>		
	スモークバスター® Nシリーズ × KAM-16N	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー 2, 4	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業製 FE6(235馬力, 260馬力) 三菱ふそうトラック・バス製 6D16(220馬力, 255馬力) 日野自動車製 J08C(235馬力, 260馬力) いすゞ自動車製 6HE1(230馬力, 260馬力) <条例平成15, 17年規制対応>	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業製 FE6(235馬力, 260馬力) 三菱ふそうトラック・バス製 6D16(220馬力, 255馬力) 日野自動車製 J08C(235馬力, 260馬力) いすゞ自動車製 6HE1(230馬力, 260馬力) <条例平成15, 17年規制対応>		
				平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業製 RG8(350馬力)、RF8(310馬力)、RH8(400馬力, 430馬力) 三菱ふそうトラック・バス製 8DC9(310馬力), 8DC11(355馬力), 8M20(385馬力), 8M21(420馬力) 日野自動車製 F20C(355馬力), F21C(390馬力, 430馬力), F17D(320馬力), いすゞ自動車製 8PE1(240馬力, 285馬力), 10PE1(325馬力, 360馬力, 380馬力) 12PE1(385馬力, 420馬力, 450馬力) <条例平成15, 17年規制対応>	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業製 RG8(350馬力)、RF8(310馬力)、RH8(400馬力, 430馬力) 三菱ふそうトラック・バス製 8DC9(310馬力), 8DC11(355馬力), 8M20(385馬力), 8M21(420馬力) 日野自動車製 F20C(355馬力), F21C(390馬力, 430馬力), F17D(320馬力), いすゞ自動車製 8PE1(240馬力, 285馬力), 10PE1(325馬力, 360馬力, 380馬力) 12PE1(385馬力, 420馬力, 450馬力) <条例平成15, 17年規制対応>		
	スモークバスター® Nシリーズ × KAM-18N	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー 2, 4	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業製 RG8(350馬力)、RF8(310馬力)、RH8(400馬力, 430馬力) 三菱ふそうトラック・バス製 8DC9(310馬力), 8DC11(355馬力), 8M20(385馬力), 8M21(420馬力) 日野自動車製 F20C(355馬力), F21C(390馬力, 430馬力), F17D(320馬力), いすゞ自動車製 8PE1(240馬力, 285馬力), 10PE1(325馬力, 360馬力, 380馬力) 12PE1(385馬力, 420馬力, 450馬力) <条例平成15, 17年規制対応>	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業製 RG8(350馬力)、RF8(310馬力)、RH8(400馬力, 430馬力) 三菱ふそうトラック・バス製 8DC9(310馬力), 8DC11(355馬力), 8M20(385馬力), 8M21(420馬力) 日野自動車製 F20C(355馬力), F21C(390馬力, 430馬力), F17D(320馬力), いすuzu自動車製 8PE1(240馬力, 285馬力), 10PE1(325馬力, 360馬力, 380馬力) 12PE1(385馬力, 420馬力, 450馬力) <条例平成15, 17年規制対応>		
				平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業製 PF6(330馬力, 360馬力, 390馬力) 日野自動車製 K13C(360馬力[コモンレール式以外], 395馬力) 三菱ふそうトラック・バス製 6D40(360馬力, 390馬力), 6D24(300馬力, 330馬力) <条例平成15, 17年規制対応>	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業製 PF6(330馬力, 360馬力, 390馬力) 日野自動車製 K13C(360馬力[コモンレール式以外], 395馬力) 三菱ふそうトラック・バス製 6D40(360馬力, 390馬力), 6D24(300馬力, 330馬力) <条例平成15, 17年規制対応>		

※備考

- ・平成元年規制以前適合車とは車検証の型式欄に【K-、N-、P-、S-、U-、W-】の識別番号を持つ車両
- ・平成10年規制適合車とは車検証の型式欄に【KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-】の識別番号を持つ車両
- ・〈条例平成15年規制対応〉とは平成18年4月1日の前日までの規制値に適合するもの
- ・〈条例平成17年規制対応〉とは平成18年4月1日からの規制値に適合するもの「18年4月1日からの規制は、埼玉県、東京都において実施（千葉県、神奈川県においては15年規制）」
- ・「装置の名称及び型式等」の項目の左欄は、R7年に九都県市が実施した調査により販売中であることを確認したものは「○」を、販売中止であることを確認したものは「×」とした。
- ・表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】は、R7年に九都県市が実施した調査により確認したもの。
- ・表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】において、「-」は、R7年に九都県市が実施した調査において連絡がつかなかったもの。

指定した粒子状物質減少装置の概要 (DPF)

メーカー名	装置の名称及び型式等	方式	装着対象となる自動車の範囲及び使用条件		問い合わせ先	アフターサービス有無
11 株式会社ケミカルオート	スモークバスター® Nシリーズ KAM-24N ×	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリ 2, 4	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業製 PF6(330馬力,360馬力,390馬力) 日野自動車製 K13C(360馬力[コモンレール式以外],395馬力) 三菱ふそうトラック・バス製 6D40(360馬力,390馬力),6D24(300馬力,330馬力) <条例平成15、17年規制対応>	株式会社 ケミカルオート 住所：〒334-0061 埼玉県川口市新堀302 電話：048-263-5355	なし
12 林化成株式会社	× Econix-L103	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリ 4	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 三菱ふそうトラック・バス製 8DC9、8DC11、8M20 いすゞ自動車製 10PE1 日野自動車製 F20C(355馬力) 日産ディーゼル工業製 RG8(350馬力), RF8(310馬力) <条例平成15、17年規制対応>	林化成株式会社 管理本部 住所：〒530-0043 大阪市北区天満2丁目1番31号 KC-DoDoビル9階 電話：06-6486-9330 FAX：06-6486-9385	なし
13 マルマテクニカ株式会社	スモークバスター Nシリーズ KAM-08N ×	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリ 2, 4	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業製 FE6(195馬力) 日野自動車製 J07C(170馬力), J08C(200馬力・215馬力) 三菱ふそうトラック・バス製 6D16(170馬力) <条例平成15、17年規制対応>	マルマテクニカ株式会社 住所：〒252-0331 神奈川県相模原市南区 大野台6-2-1 電話：042-751-3823	なし
	スモークバスター Nシリーズ KAM-16N ×	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリ 2, 4	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業製 FE6(235馬力, 260馬力) 三菱ふそうトラック・バス製 6D16(220馬力, 255馬力) 日野自動車製 J08C(235馬力, 260馬力) いすゞ自動車製 6HE1(230馬力, 260馬力) <条例平成15、17年規制対応>		
	スモークバスター Nシリーズ KAM-18N ×	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリ 2, 4	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業製 RG8(350馬力), RF8(310馬力), RH8(400馬力, 430馬力) 三菱ふそうトラック・バス製 8DC9(310馬力), 8DC11(355馬力), 8M20(385馬力), 8M21(420馬力) 日野自動車製 F20C(355馬力), F21C(390馬力, 430馬力), F17D(320馬力), いすゞ自動車製 8PE1(240馬力, 285馬力), 10PE1(325馬力, 360馬力, 380馬力) 12PE1(385馬力, 420馬力, 450馬力) <条例平成15、17年規制対応>		
	スモークバスター Nシリーズ KAM-24N ×	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリ 2, 4	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業製 PF6(330馬力, 360馬力, 390馬力) 日野自動車製 K13C(360馬力[コモンレール式以外], 395馬力) 三菱ふそうトラック・バス製 6D40(360馬力, 390馬力), 6D24(300馬力, 330馬力) <条例平成15、17年規制対応>		

※備考

- 平成元年規制以前適合車とは車検証の型式欄に【K-、N-、P-、S-、U-、W-】の識別番号を持つ車両
- 平成10年規制適合車とは車検証の型式欄に【KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-】の識別番号を持つ車両
- 〈条例平成15年規制対応〉とは平成18年4月1日の前日までの規制値に適合するもの
- 〈条例平成17年規制対応〉とは平成18年4月1日からの規制値に適合するもの「18年4月1日からの規制は、埼玉県、東京都において実施（千葉県、神奈川県においては15年規制）」
- 「装置の名称及び型式等」の項目の左欄は、R7年に九都県市が実施した調査により販売中であることを確認したものは「○」を、販売中止であることを確認したものは「×」とした。
- 表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】は、R7年に九都県市が実施した調査により確認したもの。
- 表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】において、「-」は、R7年に九都県市が実施した調査において連絡がつかなかったもの。

指定した粒子状物質減少装置の概要 (DPF)

メーカー名	装置の名称及び型式等	方式	装着対象となる自動車の範囲及び使用条件		問い合わせ先	アフターサービス有無
14 株式会社エス・アンド・エス エンジニアリング	DBS型排気ガス浄化装置 A1型	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	昭和58年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 いすゞ自動車製4BE1型原動機搭載車 <条例平成15、17年規制対応> 平成元年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 いすゞ自動車製4BE1,4HF1 三菱自動車製4D33,4D32 トヨタ自動車1W型原動機搭載車 ただし、乳化剤及び水が常時使用されている場合に限る <条例平成15、17年規制対応>	カテゴリ0 1, 3		
	DBS型排気ガス浄化装置 A2型 A3型	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	平成元年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 いすゞ自動車製6HE1,(165PS,195PS),6BG1,(170PS) 日野自動車製H07D,J08C 日産ディーゼル工業RE8,RF8(340PS),FE6(185PS) 三菱自動車製6D14(160PS),6D16(185PS),6D17(210PS)型原動機搭載車 平成2年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業RF8(340PS)型原動機搭載車 ただし、乳化剤及び水が常時使用されている場合に限る <条例平成15、17年規制対応>	カテゴリ0 1, 3		
	DBS型排気ガス浄化装置 A3-1型	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 日野自動車J07C(170PS),J08C(200PS,215PS) いすゞ自動車6HH1(175PS,210PS) 三菱自動車6D16(170PS),6D17(200PS,220PS) 日産ディーゼル工業FE6(170PS,195PS)型原動機搭載車 ただし、乳化剤及び水が常時使用されている場合に限る <条例平成15、17年規制対応>	カテゴリ1 4		
15 トランスアース株式会社	SOOTEX DPF マフラー RWN OWN RN	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	平成元年規制以前適合 ☆排気量が3,000cc～20,000cc程度の原動機を搭載した車両のうち、装置装着前においてフリーアクセル黒煙濃度が40%以下の車両であって、1日の走行において装置装着場所の排気温度について250°C以上の割合が25%以上を占めるとともに350°C以上が2分以上連続するもの (主として高速道路を走行する車両) <条例平成15、17年規制対応>	カテゴリ1 3		
16 株式会社マルワサービス	MARUWA DPF CPF-M1 CPF-H1 CPF-H103 ※旧装置の名称は、 「SK/MOBISEnCPF DPF」	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	☆排気量が3,000cc～24,000程度までの原動機を搭載する車両のうち、1日の走行が150km以上であって平均車速35km/h以上の車両(主として高速道路を走行する車両) <条例平成15、17年規制対応>	カテゴリ1, 2, 3, 4, 5		

※備考

- ・平成元年規制以前適合車とは車検証の型式欄に【K -、 N -、 P -、 S -、 U -、 W -】の識別番号を持つ車両
- ・平成10年規制適合車とは車検証の型式欄に【KE -、 KF -、 KG -、 KJ -、 KK -、 KL -】の識別番号を持つ車両
- ・〈条例平成15年規制対応〉とは平成18年4月1日の前日までの規制値に適合するもの
- ・〈条例平成17年規制対応〉とは平成18年4月1日からの規制値に適合するもの「18年4月1日からの規制は、埼玉県、東京都において実施(千葉県、神奈川県においては15年規制)」
- ・「装置の名称及び型式等」の項目の左欄は、R7年に九都県市が実施した調査により販売中であることを確認したものは「○」を、販売中止であることを確認したものは「×」とした。
- ・表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】は、R7年に九都県市が実施した調査により確認したもの。
- ・表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】において、「-」は、R7年に九都県市が実施した調査において連絡がつかなかったもの。

指定した粒子状物質減少装置の概要 (DPF)

メーカー名	装置の名称及び型式等	方式	装着対象となる自動車の範囲及び使用条件		問い合わせ先	アフターサービス有無
17 環境工学ウルフジャパン有限会社	ウルフ酸化触媒マフラー WM-200 WM-250 WM-280	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方法	カテゴリー2	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両で、1日の走行における平均車速が30km/h以上である車両に限る。 いすゞ自動車製 4JG2,6WF1,6WG1型原動機搭載車 トヨタ自動車製 1KZ型原動機搭載車 日産自動車製 QD32型原動機搭載車 日産ディーゼル工業製 TD25,TD27,ED35,TD42,FE6(170PS,195PS,過給機付きの235PS及び260PS),PF6(過給機付きの330PS),GE13型原動機搭載車 日野自動車製 W04C,J05C(145PS,過給機付き 175PS),J07C,J08C,T08C,P11C,K13C,K13D,F21C型原動機搭載車 三菱自動車工業 4D36,6D24,8DC9,8M22型原動機搭載車 <条例平成15年規制対応>	—	—
			カテゴリー4, 5	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両で、1日の走行における平均車速が30km/h以上である車両に限る。 いすゞ自動車製 4JG2型原動機搭載車 日産自動車製 QD32型原動機搭載車 日産ディーゼル工業製 TD42,GE13型原動機搭載車 日野自動車製 W04C,J08C,P11C型原動機搭載車 三菱自動車工業 6D24型原動機搭載車 <条例平成15、17年規制対応> 平成10年規制適合車 ☆排気量が3,000ccから25,000cc程度までの原動機搭載車で、1日の走行における平均車速が30km/h以上である車両に限る。 <条例平成17年規制対応>		
18 有限会社イーグルトレーディング	粒子状物質低減フィルター Sシリーズ Nett500SF/SE Nett700SF/SE Nett900SF/SE Nett1000SF/SE Nett1050SF/SE Nett1100SF/SE Nett1200SF/SE Nett1500SF/SE Nett1800SF/SE Nett2000SF/SE	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー1, 2, 3, 4, 5	☆排気量3,000cc～24,000cc程度の原動機を搭載した主として高速道路を走行する車両 <条例平成15、17年規制対応>	—	—
19 株式会社 T-TECH	デイゼック DeXec-S1	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー2, 4	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 いすゞ自動車製4HF1(列型燃料噴射ポンプ仕様)、4HG1 三菱ふそうトラック・バス製4D35、4D33型原動機搭載車 部品調達状況、販売状況及び使用状況等について、その内容を3ヶ月ごとに報告すること。 <条例平成15、17年規制対応>	—	—
	デイゼック DeXec-M1	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリー2, 4	平成6年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 いすゞ自動車製6HH1(175馬力, 210馬力) 三菱ふそうトラック・バス製6D16(170馬力)、6D17(200馬力)型原動機搭載車 部品調達状況、販売状況及び使用状況等について、その内容を3ヶ月ごとに報告すること。 <条例平成15、17年規制対応>	—	—

※備考

- ・平成元年規制以前適合車とは車検証の型式欄に【K-、N-、P-、S-、U-、W-】の識別番号を持つ車両
- ・平成10年規制適合車とは車検証の型式欄に【KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-】の識別番号を持つ車両
- ・〈条例平成15年規制対応〉とは平成18年4月1日の前日までの規制値に適合するもの
- ・〈条例平成17年規制対応〉とは平成18年4月1日からの規制値に適合するもの「18年4月1日からの規制は、埼玉県、東京都において実施（千葉県、神奈川県においては15年規制）」
- ・「装置の名称及び型式等」の項目の左欄は、R7年に九都県市が実施した調査により販売中であることを確認したものは「○」を、販売中止であることを確認したものは「×」とした。
- ・表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】は、R7年に九都県市が実施した調査により確認したもの。
- ・表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】において、「-」は、R7年に九都県市が実施した調査において連絡がつかなかったもの。

指定した粒子状物質減少装置の概要（酸化触媒：使用過程車装着用）

メーカー名	装置の名称及び型式等	装着対象となる自動車の範囲及び使用条件		問い合わせ先	アフターサービス有無
1 いすゞ自動車株式会社	粒子状物質減少装置 (PM キャタコンバータ)	カテゴリー 5	☆いすゞ自動車製の平成10年規制適合4JG2(エルフ),4HK1,4HG1,4HJ1,4HF1,6HL1,6HK1,6SD1,6WF1,6WG1,6TE1,8PE1,8TD1,10PE1,10TD1型原動機搭載車 ・日産自動車から販売されたOEM供給車 ・日産ディーゼル工業から販売されたOEM供給車 ・日野自動車から販売されたOEM供給車（車両型式：KL-KV280L1型又はKL-KV280N1型） <条例平成17年規制対応>	いすゞ自動車株式会社 お客様相談センター 電話：0120-119-113	あり (需要数減につき基本的に在庫はしておりません。お求めの際は事前にお問い合わせください。)
	○ 897140417				
	○ 897320633				
	○ 897602284				
	○ 122141006				
	粒子状物質減少装置 (PM キャタコンバータ)	カテゴリー 5	☆いすゞ自動車製の平成10年規制適合6HH1型原動機搭載車 ・日産自動車から販売されたOEM供給車 ・日産ディーゼル工業から販売されたOEM供給車 <条例平成17年規制対応>	いすゞ自動車株式会社 お客様相談室 電話：0120-315-232	あり (需要数減につき基本的に在庫はしております。お求めの際は事前にお問い合わせください。)
	○ 897602285				
	粒子状物質減少装置 (PM キャタコンバータ)	カテゴリー 2, 4, 5	☆いすゞ自動車製の平成6年規制適合4JG2(エルフ),4HE1,4HF1,4HG1,4HJ1,6HE1,6HH1,6SD1,6WA1,6WF1,6WG1,8PE1,10PE1,10TD1,12PE1型原動機搭載車：主として都市内一般道路を走行する車両 ・日産自動車から販売されたOEM供給車 ・日産ディーゼル工業から販売されたOEM供給車 <条例平成15、17年規制対応> ☆いすゞ自動車製の平成10年規制適合4JG2 (エルフ),4HF1,4HG1,4HJ1,4HK1,6HH1,6HK1,6SD1,6WF1,6WG1,6TE1, 8PE1, 8TD1, 10PE1, 10TD1型原動機搭載車 ・日産自動車から販売されたOEM供給車 ・日産ディーゼル工業から販売されたOEM供給車 <条例平成17年規制対応>	UDトラックス株式会社 お客様相談室 電話：0120-67-2301	UDトラックス株式会社 お客様相談室 電話：0120-67-2301
	○ N001				
	○ F001				
	○ F002				
	○ C001				
2 株式会社ESR	A'PEX CATA A'PEX CATA Mシリーズ × A'PEX CATA Hシリーズ	カテゴリー 2, 4	☆平成6年規制適合車：主として都市内一般道路を走行する車両 いすゞ自動車製 4HE1,4HF1,4HG1,4HJ1,4JG2,6HE1,6HH1,6SD1,6WA1,6WF1,6WG1,8PE1,10TD1,10PE1,12PE1 日野自動車製W04C,J05C,J07C,J08C,M10U,P11C,K13D,K13U,K13C,F17D,F20C,F21C,V26C 日産ディーゼル工業製 ED35,FD46,FE6,MD92,PG6,NF6,PF6,SD32,TD25,TD27,TD42,GE13,RF8,RG8,RH8,RH10 三菱自動車工業製4D34,4M50,4M51,4D33,4D35,4D36,4D56(85ps),4D68,4DR5,4M40,6D16,6D17,6D24, 6D40,8DC9,8DC11,8M20,8M21,8M22,10M20 トヨタ自動車製1HD,1HZ,1KZ,15B,2C,2L,3B,3L マツダ製R2,RF,VS,WL型原動機搭載車 <条例平成15、17年規制対応>	株式会社 ESR 住所：〒243-0303 神奈川県愛甲郡愛川町 中津桜台4031	あり (Hシリーズは除く)
		カテゴリー 5	☆平成10年規制適合車：主として都市内一般道路を走行する車両 いすゞ自動車製4HF1,4HG1,4HJ1,4HK1,4JG2,6HH1,6HK1,6HL1,6SD1,6TE1,6WF1,6WG1,8PE1,8TD1,10PE1,10TD1 日野自動車製W04C,J05C,S05C,S05D,J07C,J08C,P11C,K13C,F17D,F21C 日産ディーゼル工業製FD46,FE6,MD92,PF6,GE13,SD32,RF8,RG8,RH8,RH10,TD27,TD42,ZD30(77kW) 三菱自動車工業製及び三菱ふそうトラック・バス製4D68,4M40(69kW),4M50,4M51,4D33,6M60,6M61, 6M70,8DC11,8M21,8M22,10M21 トヨタ自動車製1HD,1HZ,1KZ,3C,4B,5L,15B マツダ製R2,RF,VS,WL型原動機搭載車 <条例平成17年規制対応>		

※備考

- ・平成元年規制以前適合車とは車検証の型式欄に【K-、N-、P-、S-、U-、W-】の識別番号を持つ車両
- ・平成10年規制適合車とは車検証の型式欄に【KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-】の識別番号を持つ車両
- ・〈条例平成15年規制対応〉とは平成18年4月1日の前日までの規制値に適合するもの
- ・〈条例平成17年規制対応〉とは平成18年4月1日からの規制値に適合するもの「18年4月1日からの規制は、埼玉県、東京都において実施（千葉県、神奈川県においては15年規制）」
- ・「装置の名称及び型式等」の項目の左欄は、R7年に九都県市が実施した調査により販売中であることを確認したものには「○」を、販売中止であることを確認したものには「×」とした。
- ・表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】は、R7年に九都県市が実施した調査により確認したもの。
- ・表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】において、「-」は、R7年に九都県市が実施した調査において連絡がつかなかったもの。

指定した粒子状物質減少装置の概要（酸化触媒：使用過程車装着用）

メーカー名	装置の名称及び型式等	装着対象となる自動車の範囲及び使用条件			問い合わせ先	アフターサービス有無
3 日野自動車株式会社	PM ト ラップ × 6A ○ 10A ○ 22A	カテゴリー 2, 4, 5	☆日野自動車製の平成6年規制適合 J05C,J07C,J08C,M10U,P11C,K13C,K13D,K13U,F17D,F20C,F21C,V26C,W04C(ディーゼル・ハイブリッドシステムのものに限る)型原動機搭載車：主として都市内一般道路を走行する車両 (J08C,M10Uを除く) ・トヨタ自動車から販売されたOEM供給車 <条例平成15年、17年規制対応> ☆日野自動車製の平成10年規制適合S05C,S05D,J05C,J07C,J08C,P11C,K13C,F17D,F21C型原動機搭載車 <条例平成17年規制対応> ☆トヨタ自動車製平成10年規制適合15B(過給機付)型原動機搭載車両：主として都市内一般道路を走行する車両(通称名：日野ディーゼル、トヨタ、トヨタヨース、ダイハツ等に限る) <条例平成17年規制対応>	日野自動車 株式会社 お客様相談窓口 電話：0120-106558	あり (販売会社にて対応 (6A,22Bを除く))	
			☆日野自動車製 日野ボンネット：主として都市内一般道路を走行する車両 <条例平成17年規制対応>	ダイハツ工業株式会社 お客様コールセンター 電話：0800-500-0182		
			☆日野自動車製の平成元年規制適合M10U型原動機搭載車(ディーゼル・電気ハイブリッドシステムのものに限る)：主として都市内一般道路を走行する車両 <条例平成15、17年規制対応>			
	PM ト ラップ ○ 6B ○ 10C ○ 10B ○ 22C × 22B	カテゴリー 5	☆日野自動車製の平成10年規制適合 W04C,S05C,S05D,J05C,J07C,J08C,P11C,K13C,F17D,F21C型原動機搭載車 ・トヨタ自動車から販売されたOEM供給車 ・ダイハツ工業から販売されたOEM供給車 <条例平成17年規制対応> ☆トヨタ自動車製の平成10年規制適合4B型原動機搭載車：主として都市内一般道路を走行する車両 <条例平成17年規制対応>		UD ト ラックス株式会社 (旧 日産ディーゼル工業株式会社)	
			☆日産ディーゼル工業製の平成10年規制適合FD46,MD92(225PS/260PS/330PS),FE6(170PS/206PS/240PS/270PS),PF6,GE13, RG8, RH8, RH10型原動機搭載車 <条例平成17年規制対応>	UD ト ラックス株式会社 (旧 日産ディーゼル工業株式会社) お客様相談室 電話：0120-67-2301		
			☆日産ディーゼル工業製の平成10年規制適合 FD46,MD92(260PS/330PS),FE6(240PS/270PS),PF6,GE13,RG8,RH8,RH10型原動機搭載車 <条例平成17年規制対応>			
			☆日産ディーゼル工業製の平成11年規制適合 RG8,RH8型原動機搭載車(日野自動車が販売するOEM供給車) <条例平成17年規制対応>			
4 UD ト ラックス株式会社 (旧 日産ディーゼル工業株式会社)	UD ト ラックス (ニッサンディーゼル) 粒子状物質減少装置 (PM クリナ)KK-KL-200530	カテゴリー 5	☆日産ディーゼル工業製の平成6年規制適合 FD46,MD92,FE6,NF6,PF6,GE13,PG6, RG8, RF8, RH8, RH10型原動機搭載車：主として都市内一般道路を走行する車両 <条例平成15、17年規制対応>	UD ト ラックス株式会社 (旧 日産ディーゼル工業株式会社) お客様相談室 電話：0120-67-2301		
			☆平成11年規制適合車：主として都市内一般道路を走行する車両 日産ディーゼル工業製 RH8(360PS,400PS,430PS),RH10(470PS,520PS),GE13(370PS,400PS,440PS),RF8(480PS,560PS)型原動機搭載車(トラクタに限る。) <条例平成17年規制対応>			
5 三菱ふそう トラック・バス株式会社	○ ME403959 ○ ME403960	カテゴリー 5	☆三菱自動車工業製及び三菱ふそう トラック・バス製の平成11年規制適合6M70型原動機搭載車(バス) ME403959:ノンステップバス用、ME403960:標準バス用 <条例平成17年規制対応>	三菱ふそう トラック・バス株式会社 お客様相談センター 電話：0120-324-230		
			☆三菱自動車工業製及び三菱ふそう トラック・バス製の平成10年規制適合4M40(キャスター付き),4D33,4M51,4M50(ターボ),6M70,6M70(ターボ),6M61,6M60(ターボ),8DC11,8M21型原動機搭載車 <条例平成17年規制対応>			
	○ MPR-L10 ○ MPR-L20 ○ MPR-L30 ○ MPR-L31 ○ MPR-L40	カテゴリー 5	☆三菱自動車工業製の平成6年規制適合4M40(キャスター付き),4D33,4D34(ターボ),4D35,4D36,4D56(ターボ)(車両型式：KC-PB5V,KC-PD5V,KC-P15V,KC-P45V,KC-P15T,KC-P25T),4M40(ターボ),4M50(ターボ),4M51,6D16,6D16(ターボ),6D17,6D24,6D24(ターボ),6D40(ターボ),8DC9,8DC9(ターボ),8DC11,8M20,8M21,8M22(ターボ),10M20型原動機搭載車 ☆日本国内において、ダイムラー・ベンツ(現：ダイムラー・クライスラー)社製の欧州の排出ガス規制Euro1適合OM401,OM402,OM441,OM442,OM423型原動機搭載車：主として都市内一般道路を走行する車両 <条例平成15、17年規制対応>			

※備考

- ・平成元年規制以前適合車とは車検証の型式欄に【K-、N-、P-、S-、U-、W-】の識別番号を持つ車両
- ・平成10年規制適合車とは車検証の型式欄に【KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-】の識別番号を持つ車両
- ・〈条例平成15年規制対応〉とは平成18年4月1日の前日までの規制値に適合するもの
- ・〈条例平成17年規制対応〉とは平成18年4月1日からの規制値に適合するもの「18年4月1日からの規制は、埼玉県、東京都において実施(千葉県、神奈川県においては15年規制)」
- ・「装置の名称及び型式等」の項目の左欄は、R7年に九都県市が実施した調査により販売中であることを確認したものは「○」を、販売中止であることを確認したものは「×」とした。
- ・表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】は、R7年に九都県市が実施した調査により確認したもの。
- ・表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】において、「-」は、R7年に九都県市が実施した調査において連絡がつかなかったもの。

指定した粒子状物質減少装置の概要（酸化触媒：使用過程車装着用）

メーカー名	装置の名称及び型式等	装着対象となる自動車の範囲及び使用条件			問い合わせ先	アフターサービス有無
6 日産自動車株式会社	粒子状物質減少装置 × VR800	カテゴリー 2, 4, 5	☆日産自動車製平成6年、9年規制適合QD32,TD27型原動機搭載車両（通称名キヤバノ、ホーミー、フーゴ（いすゞ自動車OEMに限る）） <条例平成15、17年規制対応>	日産自動車株式会社 お客様サービス本部 お客様相談室 電話：0120-315-232	あり (部品があれば対応可)	ACR EXCAT C シリーズ C15 C20 C25 C30 C35 C40 C50 C60 C70 C80
	粒子状物質減少装置 ○ 9D61	カテゴリー 2, 4, 5	☆日産自動車製平成6年、10年規制適合 TD42,TD42T型原動機搭載車両（通称名シーリア、ジヤニ（いすゞ自動車OEMに限る）） <条例平成15、17年規制対応>			
7 株式会社 ACR	ACR EXCAT C シリーズ ○ C15 × C20 ○ C25 × C30 × C35 ○ C40 × C50 ○ C60 × C70 ○ C80	カテゴリー 2, 4	☆平成6年規制適合車：主として都市内一般道路を走行する車両 いすゞ自動車製4HE1,4HF1,4HG1,4HJ1,4JG2,6HE1,6HH1,6SD1,6WA1,6WF1,6WG1,8PE1,10TD1,10PE1,12PE1 日野自動車製W04C,J05C,J07C,J08C,M10U,P11C,K13D,K13U,K13C,F17D,F20C,F21C,V26C 日産ディーゼル工業製ED35,FD46,FE6,MD92,PG6,NF6,PF6,CD32,TD25,TD27,TD42,GE13,RF8,RG8,RH8,RH10 三菱自動車工業製4D34,4M50,4M51,4D33,4D35,4D36,4D56(85PS),4D68,4DR5,4M40,6D17,6D24,6D40,8DC9,8DC11,8M20,8M21,8M22,10M20 トヨタ自動車製1HD,1HZ,1KZ,1B,2C,2L,3B,3L マツダ製R2,RF,VS,WL型原動機搭載車 <条例平成15、17年規制対応>	株式会社 ACR 住所：〒243-0303 神奈川県愛甲郡愛川町中津4031 電話：046-284-1171	ACR EXCAT C シリーズ C15、C25、C40、C60、C80 のみ対応 (その他) C20 C25と型式統合 C30 C40と型式統合 C35 C40と型式統合 C50 C60と型式統合 C70 C80と型式統合 https://www.acr-ltd.jp/product/pm_muffler/	
			☆平成10年規制適合車：主として都市内一般道路を走行する車両 いすゞ自動車製4HF1,4HG1,4HJ1,4HK1,4JG2,6HH1,6HL1,6SD1,6TE1,6WF1,6WG1,8PE1,8TD1,10PE1,10TD1 日野自動車製W04C,J05C,S05C,S05D,J07C,J08C,P11C,K13C,F17D,F21C 日産ディーゼル工業製FD46,FE6,MD92,PF6,GE13,CD32,RG8,RH8,RH10,TD27,TD42,ZD30(77kW) 三菱自動車工業製及び三菱ふそうトラック・バス製4D68,4M40(69kW),4M50,4M51,4D33,6M60,6M61,6M70,8DC11,8M21,8M22,10M21 トヨタ自動車製1HD,1HZ,1KZ,3C,4B,5L,15B マツダ製R2,RF,VS,WL型原動機搭載車 <条例平成17年規制対応>			
			☆いすゞ自動車製4HG1,4HF1型原動機又はマツダ製TF,VS型原動機を搭載する平成6年規制適合マツダ 製の車両（通称名タクシ）：主として都市内一般道路を走行する車両 <条例平成15、17年規制対応>	マツダ 株式会社 コールセンター 電話：0120-386-919	あり (部品交換可能なら対応)	
			☆いすゞ自動車製4HG1,4HF1型原動機又はマツダ製 TF,VS 型原動機を搭載する平成 10 年規制適合マツダ製の車両（通称名タクシ） <条例平成17年規制対応>			
			☆トヨタ自動車製平成6年規制適合車の宅配便車（KC-BU68VHに限る） <条例平成15、17年規制対応>			
9 トヨタ自動車株式会社	酸化触媒システム × トヨタ BU68VH-1	カテゴリー 2, 4	☆トヨタ自動車製平成10年規制適合4B型原動機搭載車両（型式KK-BU280K型及びKK-BU281K型に限る） <条例平成17年規制対応>	トヨタ自動車 株式会社 お客様相談センター 電話：0800-700-7700	なし	ダイハツ工業株式会社 お客様コールセンター 電話：0800-500-0182
			☆トヨタ自動車製平成6年規制適合3L型原動機搭載車両（通称名：ハイエース、ハイエスコミューターに限る）：主として都市内一般道路を走行する車両 <条例平成15、17年規制対応>			
			☆トヨタ自動車製平成10年規制適合5L型原動機搭載車両（通称名：ハイエース、ハイエスコミューター、レジアスエース、レジアスエスコミューターに限る） <条例平成17年規制対応>			
			☆トヨタ自動車製平成6年規制適合3B、15B型原動機搭載車両（通称名：ダット、トヨース、デルタ（ダイハツOEM）、レンジャー（日野OEM）に限る）：主として都市内一般道路を走行する車両 <条例平成15、17年規制対応>			
			☆トヨタ自動車製平成6年規制適合15B（過給機付）型原動機搭載車両（通称名：ダット、トヨース、デルタ（ダイハツOEM）、レンジャー（日野OEM）に限る）：主として都市内一般道路を走行する車両 <条例平成15年規制対応>			
	酸化触媒システム × トヨタ H-1	カテゴリー 2	☆トヨタ自動車製平成6年規制適合3B、1HZ型原動機搭載車両（通称名：コスター（アイス仕様車は除く）、リオセII（日野OEM）に限る）：主として都市内一般道路を走行する車両 <条例平成15、17年規制対応>	トヨタ自動車 株式会社 お客様相談センター 電話：0800-700-7700	なし	ダイハツ工業株式会社 お客様コールセンター 電話：0800-500-0182
			☆トヨタ自動車製平成6年規制適合1HD（過給機付）型原動機搭載車両（通称名：コスター、リオセII（日野OEM）に限る）：主として都市内一般道路を走行する車両 <条例平成15年規制対応>			
		カテゴリー 2, 4	☆トヨタ自動車製平成6年規制適合1HD（過給機付）型原動機搭載車両（通称名：コスター、リオセII（日野OEM）に限る）：主として都市内一般道路を走行する車両 <条例平成15、17年規制対応>			
			☆トヨタ自動車製平成6年規制適合1HZ型原動機搭載車両（通称名：コスター、リオセII（日野OEM）に限る）：主として都市内一般道路を走行する車両 <条例平成15、17年規制対応>			
			☆トヨタ自動車製平成10年規制適合1HD型原動機搭載車両（通称名：コスター（ロングボディー4WDを除く）、リオセII（日野OEM（ロングボディー4WDを除く））に限る）：主として都市内一般道路を走行する車両 <条例平成17年規制対応>			

※備考

- ・平成元年規制以前適合車とは車検証の型式欄に【K-、N-、P-、S-、U-、W-】の識別番号を持つ車両
- ・平成10年規制適合車とは車検証の型式欄に【KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-】の識別番号を持つ車両
- ・〈条例平成15年規制対応〉とは平成18年4月1日の前日までの規制値に適合するもの
- ・〈条例平成17年規制対応〉とは平成18年4月1日からの規制値に適合するもの「18年4月1日からの規制は、埼玉県、東京都において実施（千葉県、神奈川県においては15年規制）」
- ・「装置の名称及び型式等」の項目の左欄は、R7年に九都県市が実施した調査により販売中であることを確認したものは「○」を、販売中止であることを確認したものは「×」とした。
- ・表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】は、R7年に九都県市が実施した調査により確認したものです。
- ・表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】において、「-」は、R7年に九都県市が実施した調査において連絡がつかなかったものです。

指定した粒子状物質減少装置の概要（酸化触媒：使用過程車装着用）

メーカー名	装置の名称及び型式等	装着対象となる自動車の範囲及び使用条件			問い合わせ先	アフターサービス有無
10 東京濾器株式会社	× PMC-04TS × PMC-06TS × PMC-10TS × PMC-14TS × PMC-14BW × PMC-14BL × PMC-27TS × PMC-27BW × PMC-27BL	カテゴリー 2	☆平成6年規制適合：主として都市内一般道路を走行する車両 日産ディーゼル工業製TD25 トヨタ自動車製1HD,3L型原動機搭載車 <条例平成15年規制対応>			
			☆平成6年規制適合：主として都市内一般道路を走行する車両 いすゞ自動車製4JG2 (4HF1,4HG1,4HE1,4HJ1,6HE1,6HH1,6WA1,6SD1,6WF1,6WG1,8PE1,10PE1,12PE1,10TD1 日野自動車製J05C,J07C,J08C,M10U,P11C,K13C,K13D,F17D,F20C,F21C 日産ディーゼル工業製TD27(85PS),TD42(135PS,N125PS),QD32,FD46,FE6,NF6,MD92,PG6,PF6,GE13,RF8,RG8,RH10 三菱自動車製4M40(キャンターカッブ),4D33,4D34(ターボ),4D35,4D36,4M50(ターボ),4M51,6D16,6D16(ターボ),6D17,6D24,6D24(ターボ),6D40(ターボ),8DC9,8DC9(ターボ),8DC11,8M20,8M21,8M22(ターボ),10M20 トヨタ自動車製1HZ マツダ製R2,WL,VS,TF型原動機搭載車 <条例平成15、17年規制対応>			
		カテゴリー 5	☆平成10年規制適合車：主として都市内一般道路を走行する車両 いすゞ自動車製4JG2(4HF1,4HG1,4HE1,4HJ1,6HK1,6HH1,6HL1,6SD1,6WF1,6WG1,6TE1,8PE1,8TD1,10PE1,10TD1 日野自動車製J05C,S05C,S05D,J07C,J08C,P11C,K13C,F17D,F21C 日産ディーゼル工業製TD27,TD42(135PS,N125PS),QD32 三菱自動車製4D33,4M51,6M61,6M70,8DC11,8M21 トヨタ自動車製1HZ,1HD,5L,3C,4B,15B マツダ製R2,WL,VS,TF型原動機搭載車 <条例平成17年規制対応>			
11 現代MOBIS株式会社	粒子状物質減少装置 XICON × XIC-15 × 20 × 25 × 30 × 35 × 40 × 50 × 60	カテゴリー 2, 4	☆平成6年度排出ガス規制に適合した後に掲げる原動機（過給機付き原動機を除く）を搭載する自動車 主として都市内一般道路を走行する車両 日産ディーゼル工業製：QD32(100PS, 105PS, 110PS), TD25, TD27(85PS), ED35, TD42(135PS, 125PS), 三菱自動車製：4D33,4D35,4M51,6D16(170PS),6D17,6D24(240PS), 8DC9(310PS), 8DC11, 8M20,8M21,10M20 <条例平成15、17年規制対応>			
			☆平成10年排出ガス規制に適合した後に掲げる原動機（過給機付き原動機を除く）を搭載する自動車 主として都市内一般道路を走行する車両 日産ディーゼル製：QD32(75KW, 77KW, 81KW), TD27, TD42(92KW) 三菱自動車製及び三菱ふそうトラック・バス製：4D33,4M51,8DC11,8M21,6M61,6M70(184KW),10M21 <条例平成17年規制対応>			
12 株式会社コーレンス	FinnKatディーゼル排気 ガス浄化装置 × FinnKat FK12D	カテゴリー 1, 3	☆三菱自動車工業製昭和58年又は昭和63年規制適合4DR6型原動機搭載車両（通称名：三菱ジープに限る） <条例平成15、17年規制対応>			
13 株式会社フォーヒューマンジャパン	× FHJ-08FD-1	カテゴリー 5	☆最高出力が240馬力以下の原動機を搭載した自動車			

※備考

- ・平成元年規制以前適合車とは車検証の型式欄に【K-、N-、P-、S-、U-、W-】の識別番号を持つ車両
- ・平成10年規制適合車とは車検証の型式欄に【KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-】の識別番号を持つ車両
- ・〈条例平成15年規制対応〉とは平成18年4月1日の前日までの規制値に適合するもの
- ・〈条例平成17年規制対応〉とは平成18年4月1日からの規制値に適合するもの「18年4月1日からの規制は、埼玉県、東京都において実施（千葉県、神奈川県においては15年規制）」
- ・「装置の名称及び型式等」の項目の左欄は、R7年に九都県市が実施した調査により販売中であることを確認したものには「○」を、販売中止であることを確認したものには「×」とした。
- ・表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】は、R7年に九都県市が実施した調査により確認したもの。
- ・表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】において、「-」は、R7年に九都県市が実施した調査において連絡がつかなかったもの。

指定した粒子状物質減少装置の概要（酸化触媒：新車時装着用）

令和7年12月19日現在

メーカー名	装置の名称及び型式等	装着対象となる自動車の範囲及び使用条件 自動車の特定の型式に対して製作され、新車の新規登録までに装置を装着した自動車	問い合わせ先	アフターサービス有無
1 いすゞ自動車株式会社	粒子状物質減少装置 (PM キャンバーータ) <input type="radio"/> 897140417 <input type="radio"/> 897320633 <input type="radio"/> 897602284 <input type="radio"/> 897602285 <input type="radio"/> 122141006	☆いすゞ自動車製の平成10年規制適合 4JG2(エル),4HK1,4HG1,4HJ1,4HF1,6HL1,6HK1,6HH1,6WF1,6WG1,6TE1,8PE1,8TD1,10PE1,10TD1型原動機搭載車 次の自動車も含む ・日産自動車、日産ディーゼル工業から販売されたOEM供給車 ・日野自動車から販売されたOEM供給車（車両型式：KL-KV280L1型又はKL-KV280N1型） <条例平成17年規制対応>	いすゞ自動車株式会社 お客様相談センター 電話：0120-119-113 日産自動車株式会社 お客様相談室 電話：0120-315-232	あり (需要数減につき基本的に在庫はしておりません。お求めの際は事前にお問い合わせください。)
	粒子状物質減少装置 (PM キャンバーータ) <input type="radio"/> N001 <input type="radio"/> N002 <input type="radio"/> F001 <input type="radio"/> F002 <input type="radio"/> F003 <input type="radio"/> C001	☆いすゞ自動車製の平成10年規制適合4JG2(エル),4HF1,4HG1,4HJ1,4HK1,6HH1,6HK1,6HL1,8PE1,10PE1,6SD1, 6WF1,6WG1,6TE1,8TD1,10TD1型原動機搭載車 <条例平成17年規制対応>	UDトラックス株式会社 お客様相談室 電話：0120-67-2301	
2 日野自動車株式会社	PM トラップ 6A <input checked="" type="checkbox"/>	☆トヨタ自動車製平成10年規制適合15B（過給機付）型原動機搭載車両：主として都市内一般道路を走行する車両（通称名：日野デュロ、トヨタエース、ダイハツルタに限る） <条例平成17年規制対応> ☆日野自動車製 日野ポンチョ：主として都市内一般道路を走行する車両 <条例平成17年規制対応>	日野自動車 株式会社 お客様相談窓口 電話：0120-106558	あり (販売会社にて対応（6A,22Bを除く）)
	PM トラップ <input type="radio"/> 6B <input type="radio"/> 10C <input type="radio"/> 10B <input type="radio"/> 22C <input checked="" type="checkbox"/> 22B	☆日野自動車製の平成10年規制適合 W04C,S05C,S05D,J05C,J07C,J08C,P11C,K13C,F17D,F21C型原動機搭載車 ・トヨタ自動車から販売のOEM供給車：KK-RX4JFAT（J05C型原動機搭載車）,KK-XZU系（S05C,S05D,J05C型原動機搭載車） ・ダイハツ工業から販売のOEM供給車：KK-XZU系（S05C,S05D,J05C型原動機搭載車） ☆トヨタ自動車製の平成10年規制適合4B型原動機搭載車 <条例平成17年規制対応>	ダイハツ工業株式会社 お客様コールセンター 電話：0800-500-0182	
3 三菱ふそうトラック・バス株式会社	<input type="radio"/> ME403959 <input type="radio"/> ME403960 (6M70 原動機搭載車)	☆三菱自動車工業製及び三菱ふそうトラック・バス製のうち以下の車両型式 KL-MP33JK, KL-MP33JM, KL-MP33JP, KL-MP35JK, KL-MP35JM, KL-MP35JP, KL-MP37JK, KL-MP37JM <条例平成17年規制対応>	三菱ふそうトラック・バス株式会社 お客様相談センター 電話：0120-324-230	あり
	PM 低減装置 <input type="radio"/> MPR-L10 <input type="radio"/> MPR-L20 <input type="radio"/> MPR-L30 <input type="radio"/> MPR-L31 <input type="radio"/> MPR-L40	☆三菱自動車工業製及び三菱ふそうトラック・バス製の平成10年規制適合 4M40(キャスター),4D33,4M51,4M50(ターボ),6M70,6M70(ターボ),6M61,6M60(ターボ),8DC11,8M21型原動機搭載車 <条例平成17年規制対応>		

※備考

- 平成元年規制以前適合車とは車検証の型式欄に【K-、N-、P-、S-、U-、W-】の識別番号を持つ車両
- 平成10年規制適合車とは車検証の型式欄に【KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-】の識別番号を持つ車両
- 「条例平成15年規制対応」とは平成18年4月1日の前日までの規制値に適合するもの
- 「条例平成17年規制対応」とは平成18年4月1日からの規制値に適合するもの「18年4月1日からの規制は、埼玉県、東京都において実施（千葉県、神奈川県においては15年規制）」
- 「装置の名称及び型式等」の項目の左欄は、R7年に九都県市が実施した調査により販売中であることを確認したものには「○」を、販売中止であることを確認したものは「×」とした。
- 表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】は、R7年に九都県市が実施した調査により確認したもの。
- 表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】において、「-」は、R7年に九都県市が実施した調査において連絡がつかなかったもの。

指定した粒子状物質減少装置の概要（酸化触媒：新車時装着用）

令和7年12月19日現在

メーカー名	装置の名称及び型式等	装着対象となる自動車の範囲及び使用条件 自動車の特定の型式に対して製作され、新車の新規登録までに装置を装着した自動車	問い合わせ先	アフターサービス有無
4 UDトラックス株式会社 (旧 日産ディーゼル工業株式会社)	UD トラックス (ニッサン・ディーゼル) 粒子状物質減少装置 (PM クリーナ)KK-KL-200530	☆日産ディーゼル工業製の平成10年規制適合 FD46, MD92(225PS,260PS,330PS),FE6(170PS,206PS,240PS,270PS),PF6,GE13,RG8,RH8,RH10型原動機搭載車 <条例平成17年規制対応> ☆日産ディーゼル工業製の平成10年規制適合 FD46,MD92(260PS,330PS),FE6(240PS,270PS),PF6,GE13,RG8,RH8,RH10 型原動機搭載車 <条例平成17年規制対応> ☆日産ディーゼル工業製の平成11年規制適合 RG8,RH8 型原動機搭載車（日野自動車が販売するOEM 供給車） <条例平成17年規制対応>	UD トラックス 株式会社 (旧 日産ディーゼル工業株式会社) お客様相談室 電話：0120-67-2301	あり
5 日産自動車株式会社	粒子状物質減少装置 ニッサン KG-ZD30-8A	☆日産自動車製の平成9年規制適合ZD30型原動機（過給機及び吸気冷却器付に限る）を搭載した車両のうち以下のもの 車両型式 KG-VWE25、KG-CWGE25、KG-DWGE25 車両型式（いすゞOEM）KG-JVWE25、KG-JCWGE25、KG-JDWGE25 <条例平成17年規制対応>	日産自動車株式会社 お客様サービス本部 お客様相談室 電話：0120-315-232	あり (部品があれば対応可)
6 マツダ株式会社	粒子状物質減少装置 M-YJY1	☆いすゞ自動車製4HG1,4HF1型原動機又はマツダ製TF,VS型原動機を搭載する平成10年規制適合マツダ製の車両（通称名タイタン） <条例平成17年規制対応>	マツダ 株式会社 コールセンター 電話：0120-386-919	あり (部品交換が可能なら対応)
7 トヨタ自動車株式会社	酸化触媒システム トヨタ 4B-1 酸化触媒システム トヨタ L-1 酸化触媒システム トヨタ H-2	☆トヨタ自動車製の平成10年規制適合4B型原動機搭載の宅配便車 (KK-BU280K型、KK-BU281K型に限る) <条例平成17年規制対応> ☆トヨタ自動車製平成10年規制適合5L型原動機搭載の車両（通称名：ハイエースバン、ハイエースコミューター、レジアスエースバン、レジアスエースコミューターに限る） <条例平成17年規制対応> ☆トヨタ自動車製平成10年規制適合1HZ型原動機搭載車両（通称名：コースター（ロングボディー(4WDを除く)）、リエッセII（日野OEM（ロングボディー(4WDを除く)）に限る） <条例平成17年規制対応> ☆トヨタ自動車製平成10年規制適合1HD型原動機搭載車両（通称名：コースター（ロングボディー(4WDを除く)）、リエッセII（日野OEM（ロングボディー(4WDを除く)）に限る）：主として都市内一般道路を走行する車両 <条例平成17年規制対応>	トヨタ自動車株式会社 お客様相談センター 電話：0800-700-7700 ダイハツ工業株式会社 お客様コールセンター 電話：0800-500-0182	なし

※備考

- 平成元年規制以前適合車とは車検証の型式欄に【K-、N-、P-、S-、U-、W-】の識別番号を持つ車両
- 平成10年規制適合車とは車検証の型式欄に【KE-、KF-、KG-、KJ-、KL-】の識別番号を持つ車両
- 〈条例平成15年規制対応〉とは平成18年4月1日の前日までの規制値に適合するもの
- 〈条例平成17年規制対応〉とは平成18年4月1日からの規制値に適合するもの「18年4月1日からの規制は、埼玉県、東京都において実施（千葉県、神奈川県においては15年規制）」
- 「装置の名称及び型式等」の項目の左欄は、R7年に九都県市が実施した調査により販売中であることを確認したものには「○」を、販売中止であることを確認したものは「×」とした。
- 表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】は、R7年に九都県市が実施した調査により確認したもの。
- 表中の【連絡先】・【アフターサービスの有無】において、「-」は、R7年に九都県市が実施した調査において連絡がつかなかったもの。